

2026年6月13日の公開講座に向け「小川の課題意識について」メモ書き

★2026年4月11日(土)に「高次脳機能障害者支援法をどう活かすか」(オンライン公開講座)にご参加いただいた方々、またはお申込みいただいた方々へ

★★2026年6月13日(土)の「高次脳機能障害者支援法をどう活かすか」(オンライン公開講座)にお申込みの方々へ

～ ～ ～ ～ ～

○4/11 公開講座を企画しました神奈川工科大学の小川喜道です。

オンライン公開講座を行ってから、一か月がたちました。

その後、それぞれのお立場で支援法の実効性について考えたり、あるいは地元での活動を試みたり、と・・・ご苦心をされていることと思います。

○4/11 のオンライン公開講座には、北海道から沖縄まで 300 人近くの方々にご関心をもつていただきました。皆様の関心度が高く、課題意識に共通なところもあることから、第二回目の公開講座を行うこととしました。

○以下に、本イベントを開催する上での個人的な課題意識を記載しますので、参考までにご覧いただければ幸いです。

～ ～ ～ ～ ～

<<最近の動向>>

◆最近の関係会報や関係誌を読みますと、「高次脳機能障害者支援法を行政施策に反映していくヒント」がありそうです。長文になりますので、飛ばし読みをしていただいで結構ですが、書かせていただきます。

- ① 日本高次脳機能障害友の会の片岡保憲理事長は、「高次脳機能障害者支援法の成立までとこれから」と題して、支援法への成立に向けた苦労話と法への期待を、多くの行政、福祉、リハ関係者が購読している『新ノーマライゼーション』(日本障害者リハビリテーション協会発行、2026年4月号、p.10-11)に載せています。そこで【地域格差】の是正を訴えておられます。
- ② 神奈川県日本高次脳機能障害友の会ナナの 2026 年 4 月号『フレンドシップ・ナナ No.105』(p.2)で、友の会ナナの外崎信子理事長は、ナナの会の東川悦子初代会長が当時

から全国的な活動を志向していたことを紹介し、支援法に基づき、**【地域格差】**のない支援が全国に波及することを訴えていらっしゃいます。

- ③ この**【地域格差】**とは何を指すのでしょうか。障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策こそ大事ですが、高次脳機能障害児者とその家族に対する支援サービスの共通基準は、もちろん予算とか専門職規定とか、定数という観点もありますが、表面的な見方にとどまることなく、地域特性と共通性を十分に吟味して、取り残されることのなき支援サービスが提供される必要があります。こうしたことこそ、真剣に地域を超えて”ぶっちゃけの”議論する必要があると思っております。”対応すべき地域差”とは、自分たちの足元においてどう支援を行き渡らせるか、を議論し施策に反映することだと思いますが、それには一つの市町村、都道府県で取り組むにとどまらず、何よりも実態の相互理解と、不足する支援へ対策をお互いに共有し、それぞれの地域戦略に昇華していくことが必要なのだろうと思っております。

- ④ <参考> こども家庭審議会障害児支援部会(第 15 回(R7.10.22))、社会保障審議会障害者部会(第 151 回(R7.10.20)) **【地域差是正の議論/その問題点や各種意見】**が示されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001581248.pdf>

・ここでは、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策などについての議論を令和 7 年度に行い、令和 8 年度には、自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施をすることになっていて、令和 9 年には計画の実施に入るという流れが示されています。

・国の基本指針に基づき、都道府県・市町村は障害福祉計画を立てることになりますが、その中に高次脳機能障害児者のことについてどのように表記されるべきか、これも重要なことだと思います。都道府県、市町村は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づいて、計画の策定、実績を示すことになっているので、そのもとにある「高次脳機能障害者支援法」にいう「情報収集」、「公表」は当然のことです。

- ⑤ <参考> ちなみに、神奈川県では「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画(2024～2029 年度)」(障害者計画及び障害者福祉計画を一本化している。291 頁)があります。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/110101/05_02.pdf

神奈川県計画の中では、用語”高次脳機能障害”は目次や見出しも含みますが 30 か所に表記され、実際の活動事例や諸種の件数も示されています。障害者全体の施策に、高次脳機能障害者支援がきちんと位置付けられることが大切です。

- ⑥ 行政への働きかけはもちろんのこと、今回の「支援法」が国会議員の全会派一致で成立

したように、国・都道府県・市町村レベルの議会、議員への働きかけも当事者団体にとって重要な活動の一つであると思います。本学の地元市(厚木市)では、厚木市定例市議会の一般質問(2026年2月、あつぎ市議会だより、市議会動画より)にて

「高次脳機能障害者支援法の施行に伴う支援は?」をテーマに

・質問: 市議 高次脳機能障害は外見からわかりにくく、生活や仕事で支障が生じても周囲の理解が得られにくいため、当事者や家族は困難を感じている。(高次脳機能障害者支援法の施行に伴う)市における今後の支援は?

・答弁: 市長 障害者相談支援センターや障害福祉課が窓口となり、障害程度やニーズに応じた支援を行っており、さらなる周知啓発や相談支援体制の充実、関係機関との連携強化に努める。

・質問: 市議 今後の周知方法は?

・答弁: 市民福祉部長 さらなる支援の輪を広げるため、事業所や教育機関を含めた周知に努める。

◆実際には、質疑の内容は薄いものですが、実際の答弁では友の会ナナの名前が出てきたりしており、市に当事者団体の存在を意識させていくことは大切だと思います。

- ⑦ ナナの同会報には、神奈川県共生社会推進本部障害福祉課の高次脳機能障害者支援担当者等との支援法に関わる情報交換の内容を報告していますが、こうした話し合いを定期的に行うことは、なにより必要なことです。

～ ～ ～ ～ ～

<<今日的な立法の動き>>

障害や状況ごとに立法されて、都道府県は、それを情報提供、相談という窓口システムに落とし込んでいる。

最近では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しており、都道府県はそれぞれセンターを設置し、相談事業の広報に努めています。すなわち、国は相談やセイフティネット体制を課題別に設置している傾向がありますが、それならば、高次脳機能障害に関しても専門的、特性を高度に配慮したシームレス支援体制を作り上げることに遅れをとることなく取り組んでいく必要があります。

～ ～ ～ ～

総論が長くなってしまいましたが、高次脳機能障害者支援法に立ち返って、小川の斜め横

からみたコメントを書いてみます。「センターの設置」や「関係機関の協議会」、「情報の共有や公表」などを通して、「地域格差」を是正していくことは、支援法の大きな軸となっているものだと思いますが、私は、少し観点を変えて見てみます。

これまた、少し冗長な文章になると思いますので、気楽に読み飛ばしてください。

◆支援法なので、支援のための施策を定めるものですが、その対象者である「障害のある本人」、「家族」の側に立った施策になっているか、あるいは、その視点で施策を構築するようになっているか、という観点で読み込んでみるのが、大切だと思います。

◆例えば、(定義)では、

第二条の2に「この法律において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者であつて、高次脳機能障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」とある。」この社会的障壁は、「社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあります。

→ つまり、社会で生きにくいことは、「医療的診断を受けている人」自身がもつ医療的な診断そのものにまずは焦点があたりますが、人間関係として広げてみると差別的な扱いがされていることがあります。今日、高次脳機能障害は、社会的な問題として認識するような志向があるかといえ、その点は弱いように思います。根底に置くべき「社会的課題」として見ていくことがなければ、生きにくさを改善する策は少し先送りされてしまうかもしれません。

<<意思決定支援>>

◆次に(基本理念)をみてみます。

第三条には、「高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ・・・基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することが妨げられない・・・」となっています。そして、

3 「支援は、・・・その意思決定の支援に配慮しつつ、・・・切れ目なく行われなければならない。」と、あります。

この意思の尊重、意思決定というものが、リハビリテーション途上ではとかく受傷・疾病前に比して低下しているとして、他者からの意思決定、行動の進路を決められてしまうことがあります。現在の高次脳機能の状態に対していかに側面的に支援していくか、それを考え、対応していくことが、支援の役割だと思いますが、それには、例えば、<記憶を工夫・補完的な支援>をし、<選択する上での比較検討を支援>し、そのことで<決めようとしていることを誤解なく表出するよう支援>をしていくことが大事なのではないのでしょうか。つまり、意思決定という、今盛んに使われている言葉を”文字”として載せているだけではいけないと思っています。支援者の技量は、さまざまなステージにある当事者を見極め、適切な手法を

編み出すことが必要であり、その資質が求められることになります。

<<家族等に対する支援>>

◆また、(高次脳機能障害者の家族等に対する支援)の項で、
第十六条 ……家族が互いに支え合うための活動の支援…とありますが、これは、単に家族会、友の会の活動を支援するというだけではなく、家族自身が公的な福祉サービスなどを受ける権利をもっているという前提に立つ必要があります。互いに支え合うとは「共助」を指すだけではなく、「公助」(家族がもつ精神的、身体的、経済的…なサービス提供)に裏打ちされたレベルに昇華していく必要があります。つまり、最近使われている言葉でいえば”ケアラー”の権利と医療・福祉などのサービスまでが保証されて、その上で使われなければ、単に安易な”支援”という表現といえると思います。

◆そして、第四章 雑則でいう広報/啓発的なことですが、
(国民に対する普及及び啓発)

「国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」としています。

この30年間、友の会/当事者・家族の会は自分たちの中で一生懸命、お互いの理解と、あらたに出会う高次脳機能障害の方や家族への支えとしての勉強会、研修会、などの広報に努めてきたと思います。そこで、これからは、実は、国民を対象としてキャンペーンこそ必要で、そのためには、国、自治体の力が必要です。それは、障害の原因からたどって、全国民へと波及させることです。

例えば、地震での家屋倒壊での下敷き、これらは誰にも起こりうることでありますが、こうしたことから高次脳機能障害は発生するわけで、この障害をわがこととして考えるきっかけは日常にたくさん存在するのです。海外では、さまざまなスポーツ事故や、虐待、薬物などからくる障害について、広く予防的なキャンペーンが行われていますが、こうした啓発は、当事者団体に依存しているにとどまることなく、行政の力を広く啓発すべきだと思っています。

とりあえず、思いつくままに書いてみました。
議論を深める上でのきっかけになれば幸いです。

小川 喜道
神奈川工科大学
(2026.05.28.小川メモ)